

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定により、神奈川県漁業調整規則（令和 2 年神奈川県規則第 91 号）第 5 条第 1 項第 6 号の漁業に関する同規則第 12 条第 1 項各号に掲げる事項及び同条第 2 項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間について、次のように定める。

許可又は起業の認可をする総トン数及び漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数（人）	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	（規則第 14 条第 1 項により許可又は起業の認可時に付加する条件）	許可又は起業の認可を申請すべき期間	（許可の有効期間）
さより機船船びき網漁業	1	定めなし	東京内湾の神奈川県海面。ただし、共同漁業権の漁場の区域を除く。	11 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで	横浜市中区、に漁業根拠地を有し、かつ共同第 1 号共同漁業権の漁場の区域においてさよりを目的とする機船船びき漁業を営むことについて当該漁業権の漁業権者の受忍を受けている者	1 夜間（日没から日の出までの間）は、操業してはならない。 2 漁具の規模は次のとおりとする。 (1) 網（袖網を含む）の全長 29 メートル以下 (2) 袖網の長さ 10 メートル以下 (3) 網口の幅 12 メートル以下 (4) 網口の高さ又は袖網口の高さ 3 メートル以下 3 表層以外、曳網してはならない。	令和 3 年 10 月 4 日から同年 11 月 4 日まで	令和 3 年 11 月 26 日から令和 8 年 6 月 25 日まで

さより 機船船 びき網 漁業	1	同上	三浦市南下浦町 松輪剣埼突端正 南線から川崎市 地先に至る神奈 川県海面。ただ し、共第1号共 同漁業権以外の 共同漁業権の漁 場の区域(共第2 号共同漁業権の 漁場の区域のう ち共第1号共同 漁業権の漁場の 区域と重複する 区域を除く。)を 除く。	11月1日 から翌年 4月30日 まで	横須賀市平成町、浦郷 町、船越町に漁業根拠 地を有し、かつ共第1 号共同漁業権の漁場 の区域においてさよ りを目的とする機船 船びき漁業を営むこ とについて当該漁業 権の漁業権者の受忍 を受けている者	同上	同上	令和3年 11月20 日から令 和8年6 月25日 まで
	1							令和3年 11月26 日から令 和8年6 月25日 まで
さより 機船船 びき網 漁業	1	同上			横須賀市走水、に漁業 根拠地を有し、かつ共 第1号共同漁業権の 漁場の区域において さよりを目的とする 機船船びき漁業を営 むことについて当該 漁業権の漁業権者の 受忍を受けている者	同上	同上	令和3年 11月26 日から令 和8年6 月25日 まで

さより 機船船 びき網 漁業	1	同上	同上	同上	横須賀市久里浜、に漁業根拠地を有し、かつ共第1号共同漁業権の漁場の区域においてさよりを目的とする機船船びき漁業を営むことについて当該漁業権の漁業権者の受忍を受けている者	同上	同上	令和3年 11月26 日から令 和8年6 月25日 まで
さより 機船船 びき網 漁業	1	同上	同上	同上	横須賀市久比里、に漁業根拠地を有し、かつ共第1号共同漁業権の漁場の区域においてさよりを目的とする機船船びき漁業を営むことについて当該漁業権の漁業権者の受忍を受けている者	同上	同上	令和3年 12月6日 から令和 8年6月 25日まで

<p>さより 機船船 びき網 漁業</p>	<p>3</p>	<p>同上</p>	<p>横須賀市久里浜 地先海瀬島灯標 正東線から平塚 市唐ヶ原地先 にある花水川橋 脚南東端より正 南線に至る神奈 川県海面。ただ し、次の区域を 除く。</p> <p>1. 共第7号共同 漁業権以外の共 同漁業権の漁場 の区域。</p> <p>2. 藤沢市江の 島にある江の島 展望灯台正南線</p>	<p>同上</p>	<p>横須賀市長井に漁業 根拠地を有し、かつ共 第1号共同漁業権の 漁場の区域において さよりを目的とする 機船船びき漁業を営 むことについて当該 漁業権の漁業権者の 受忍を受けている者</p>	<p>1 夜間(日没から日の出までの 間)は、操業してはならない。</p> <p>2 漁具の規模は次のとおりと する。</p> <p>(1)網(袖網を含む)の全長 29メートル以下</p> <p>(2)袖網の長さ 10メートル 以下</p> <p>(3)網口の幅 12メートル以 下</p> <p>(4)網口の高さ又は袖網口の 高さ 3メートル以下</p> <p>3 表層以外、曳網してはならな い。</p> <p>4 他の漁業の操業を妨げては ならない。</p>	<p>同上</p>	<p>令和3年 12月13日 から令和 8年6月 25日まで</p>
-----------------------------------	----------	-----------	---	-----------	---	--	-----------	--

			以西の海面のうち、横須賀市長者ヶ埼突端と中郡大磯町大磯港西防波堤灯台を結んだ線及び江の島展望灯台と足柄下郡箱根町二子山凹点を結んだ線以北の海面の区域。					
さより 機船船 びき網 漁業	1	同上	横須賀市久里浜地先海瀬島灯標正東線から平塚市唐ヶ原地先にある花水川橋橋脚南東端より正南線に至る神奈川県海面。ただし、次の区域を	同上	三浦市南下浦町松輪に漁業根拠地を有し、かつ共第1号共同漁業権の漁場の区域においてさよりを目的とする機船船びき漁業を営むことについて当該漁業権の漁業権者の受忍を受けて	同上	同上	令和3年 11月26 日から令 和8年6 月25日 まで

		<p>除く。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 共第4号及び5号共同漁業権以外の共同漁業権の漁場の区域。2. 藤沢市江の島にある江の島展望灯台正南線以西の海面のうち、横須賀市長者ヶ崎突端と中郡大磯町大磯港西防波堤灯台を結んだ線及び江の島展望灯台と足柄下郡箱根町二子山凹点を結んだ線以北の海面の区域。		いる者			
--	--	--	--	-----	--	--	--